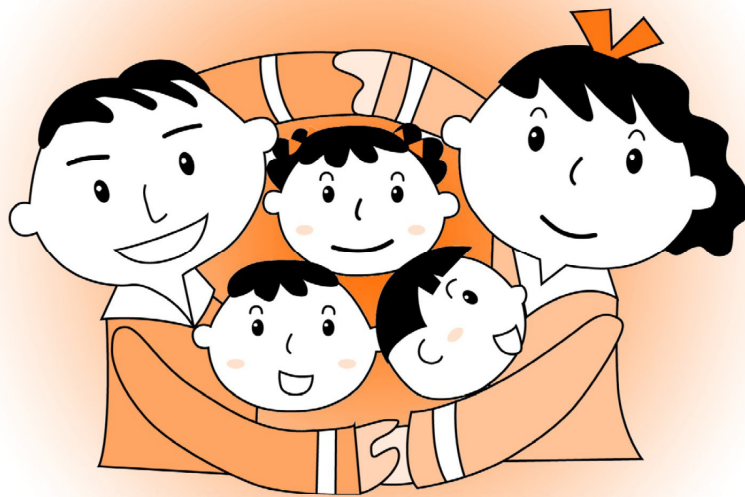


にこにこ子育てサポートプラン

矢板市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

（概要版）

～ 子どもも、親も、地域も、みんなにやさしい子育て支援のまち・矢板 ～



平成22年1月

矢板市

はじめに



国においては、「次世代育成支援対策推進法」を平成 15 年 7 月に制定し、従来の子育て支援の取組に加え、新たに、国・地方公共団体・事業主の役割が明確化されました。そして、子育て中の家庭を地域全体で支援していくことを基本理念に、集中的・計画的な少子化対策への取組を行うことにより、少子化の流れを変えることを求めています。

近年、家庭の養育力の低下をはじめ地域の人間関係の希薄化、働き方の多様化など、家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子どものみならず、その保護者に対しても支援が必要な状況となっています。

このような実態を踏まえ、矢板市におきましては、平成 17 年 3 月に「子どもも、親も、地域も、みんなにやさしい子育て支援のまち・矢板」を目指し、「矢板市次世代育成支援対策行動計画」(前期計画)を策定し、少子化・子育て支援対策を推進してまいりました。

この度、策定しました本計画書は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で「後期計画期間」と定め、家庭における子育てを基本としながらも、地域全体で支援するという考えに基づいて、前期計画に引き続き、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てが出来る、地域社会の構築を実現するための方向性を示した行動計画書であります。

この計画書に掲げた目標と具体的な施策を全庁挙げて取り組むことは勿論ですが、市民の皆様をはじめ企業・事業者や関係機関、関係団体等多くの方々のご理解とご協力を得ながら「市民力」「地域力」を結集して、次代を担う子どもが健やかに育つことを願い、将来子ども達が「矢板に住んで良かった」と思える矢板市づくりに向けて努力していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、「矢板市子育てに関するアンケート調査」にご協力いただきました多くの市民の皆様はじめ、関係者の皆様、そして、貴重なご意見をいただきました策定協議会委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成 22 年 1 月

矢板市長 遠藤 忠

計画策定の趣旨

わが国の出生数は、平成 20 年で約 109 万人となっており、自然増減率(出生率－死亡率)が－0.4 とマイナスに転じています。また、合計特殊出生率(1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均)の推移では、平成 20 年は、平成 19 年の 1.34 を 0.03 ポイント上回る 1.37 で、3 年連続上昇しました。しかし、長期的に人口を維持できる水準(人口置換水準)の 2.07 よりかなり低い状態は続いています。

少子高齢化のさらなる進行、人口の減少、とりわけ労働力人口が急速に減少する中、国では、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」(平成 19 年 12 月)を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとしています。特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、新たな取組方針を示しています。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「にこにこ子育てサポートプラン」(以下、「前期計画」)を平成 17 年 3 月に策定し、少子化・子育て支援対策に取り組んできました。前期計画は平成 21 年度で終了となるため、国の行動計画策定指針に基づき、前期計画を見直し、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期行動計画を策定します。

計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとされています。本計画は、その後期計画として、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で計画期間とします。

計画の対象

この計画は、18歳未満の子ども、特に乳幼児から小学校低学年の児童とその家庭、その家庭を支える地域全体を対象とします。

前期計画の進捗状況

前期行動計画では、以下の保育・子育て支援事業に関する特定14事業について、数値目標を設定し、基盤整備を進めてきました。平成20年度で、ほぼ計画目標を達成している状況です。

No.	事業	実績		目標		
		平成20年度		平成21年度		
1	通常保育事業 (私立・公立 合計)	計	695人		725人	
		0歳児	48人		30人	
		1・2歳児	221人		258人	
		3歳児	142人		143人	
		4・5歳児	284人		294人	
2	延長保育事業	計	180人	7箇所	100人	7箇所
		30分延長				
		1時間延長	180人	7箇所	100人	7箇所
		2時間延長				
		3時間以上延長				
3	夜間保育事業					
4	子育て短期支援事業(トワイバースイ)					
5	休日保育事業	20人	1箇所	20人	1箇所	
6	放課後児童健全育成事業	290人	7箇所	280人	7箇所	
7	病後児保育事業(派遣型)					
8	病後児保育事業(施設型)	4人	1箇所	4人	1箇所	
9	子育て短期支援事業(ショートステイ)					
10	一時保育事業	35人	3箇所	15人	3箇所	
11	特定保育事業	15人	1箇所	4人	1箇所	
12	ファミリーサポートセンター事業					
13	地域子育て支援センター事業		4箇所		3箇所	
14	つどいの広場事業		0箇所		1箇所	

基本理念

家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づいて、3つの基本的理念を掲げ、この計画を策定・推進します。

- 基本理念1** 未来を担う子どもが健やかに成長する環境づくり
- 基本理念2** すべての親が安心して生み育てることができる環境づくり
- 基本理念3** 地域社会全体で支援する子育てにやさしい環境づくり

施策の展開

本計画は、基本理念の実現に向け、前期計画で掲げた5つの基本目標を踏襲していきます。

- 基本目標 1** 地域で支える子育て環境づくり
- 基本目標 2** 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備
- 基本目標 3** 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備
- 基本目標 4** 親と子どもの健康づくりのための母子保健の充実
- 基本目標 5** 支援を必要とする子育て家庭への施策の充実

基本目標を達成するために、次の施策を推進します。

基本目標 1 地域で支える子育て環境づくり

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向	施策の展開
1. 子育て支援サービスの充実 ★	子育て支援事業、子育てサロン、ファミリーサポートセンター事業
2. 相談・交流拠点の充実 ★	地域子育て支援センター事業

基本施策 2 児童の健全育成

施策の方向	施策の展開
1. 交流・活動の場の充実 ★	児童館活動支援事業、地域における世代間交流、総合型地域スポーツクラブの育成、保育交流事業、学童保育館の整備・充実、障がい児のための学童保育の充実
2. 様々な体験活動の機会の提供 ★	子ども地域活動促進事業（チャレンジ教室）、子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）、子ども地域活動促進事業（いろは囲碁教室）、絵本ひろば、おはなしひろば、地区作品展、児童生徒演劇鑑賞会
3. 地域活動の充実	子ども地域活動促進事業（チャレンジ教室）、子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）、子ども地域活動促進事業（子ども会まつり）、地域交流事業の充実、託児ボランティアの育成、矢板市子ども会連合会の支援、リーダー研修会
4. 経済的支援の推進	子ども手当支給事業、やいたみらいっ子誕生祝金

基本施策 3 各種相談体制の充実

施策の方向	施策の展開
1. 相談体制の充実	各種相談事業の充実と連携の強化、地域子育て相談体制の整備、スクールカウンセラーの活用、適応指導教室の充実

基本施策 4 妊娠・出産・子育て等に関する情報提供の充実

施策の方向	施策の展開
1. 各種情報提供の充実	子育て応援ブックの有効活用、子育て関連情報サービス事業

★重点的な取組

基本目標② 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備

基本施策1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

施策の方向	施策の展開
1. 幼児教育の充実	保育士の資質の向上、幼児教育学級
2. 豊かな心の育成★	ブックスタート事業、心の教育推進事業、文化・芸術に親しむ活動、子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）、子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）、子ども地域活動促進事業（いろは囲碁教室）、子ども地域活動促進事業（チャレンジ教室）、ポットタイム
3. 健やかな体の育成★	各種スポーツ教室の充実、スポーツ少年団の育成、子ども会育成会スポーツ大会、スケート教室、育成会球技大会
4. 社会変化に対応した学校教育の推進★	情報機器整備事業、外国語指導助手（ALT）の配置、中学生海外派遣
5. 信頼される学校づくり	幼・保・小の連携、個への対応、学校の適正配置、学校の耐震化
6. 教育の経済的支援の推進	幼稚園就園奨励費補助事業、幼稚園第二子等保育料減免事業、就学援助事業、奨学金貸与事業、幼児教育振興特別補助金

基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向	施策の展開
1. 家庭の教育力の向上★	就学時子育て学習、家庭教育学級、幼児教育講演会
2. 地域の教育力の向上★	家庭教育オピニオンリーダー養成・支援事業、学校支援地域本部事業

基本施策3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向	施策の展開
1. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	環境浄化運動の推進、喫煙・飲酒防止についての啓発、薬物乱用問題についての啓発

基本施策4 次代の親の育成

施策の方向	施策の展開
1. 思春期ふれあい体験の推進	思春期ふれあい体験事業、児童館活動の充実
2. 自立意欲と社会性の育成	キャリア・スタート・ウィーク事業

基本施策5 子どもの人権尊重

施策の方向	施策の展開
1. 子どもの人権擁護の推進	児童の権利条約の周知・啓発、要保護児童対策地域協議会の充実、要保護児童対応研修会の受講の推進

★重点的な取組



基本目標3 子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てができる生活環境の整備

基本施策1 保育サービスの充実

施策の方向	施策の展開
1. 保育施設・環境の整備★	保育施設整備事業、保育の質の向上、児童定数の見直し
2. 多様な保育ニーズへの対応★	低年齢児保育の充実、延長保育の推進、預かり保育の実施、障がい児保育の推進、病後児保育の充実、一時預かり保育の充実、休日保育の実施、特定保育事業の実施、学童保育館の整備・充実、障がい児のための学童保育の充実
3. 保育料等の経済的支援策の推進	保育所（園）保育料の軽減、幼稚園就園奨励費補助事業、幼稚園第二子等保育料減免事業

基本施策2 子育て住環境・社会環境の整備

施策の方向	施策の展開
1. 子育て世帯に配慮した住環境の整備	公園の整備及び施設の充実
2. まちのバリアフリーの推進	歩道バリアフリー化工事、歩道の整備、国・県の歩道整備、公共施設のバリアフリー化の推進

基本施策3 子どもの安全の確保と啓発推進

施策の方向	施策の展開
1. 子どもの安全対策の推進	安全教育の充実、緊急連絡体制の充実
2. 子どもの防犯対策の推進	防犯教育の充実、小学生交通安全教室、スクールガード・リーダーの配置、防犯パトロール隊の設置

基本施策4 仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	施策の展開
1. 男女共同参画意識の推進★	男女共同参画計画「あいプラン」の推進、「女と男ラ・ポール」講座、広報紙「女と男ラ・ポール」の発行、やいたみんなのつどい（市民のつどい）
2. 子育てにおける共同参画の推進	子育て講座、子育て参加の啓発
3. ワーク・ライフ・バランスの実現★	就労環境改善のための要請活動の充実、労働情報の提供の推進、就労環境改善のための広報・啓発活動
4. 多様な保育ニーズへの対応（再掲）★	低年齢児保育の充実、延長保育の充実、預かり保育の実施、障がい児保育の充実、病後児保育の充実、一時預かり保育の充実、休日保育の実施、特定保育事業の実施、学童保育館の整備・充実、障がい児のための学童保育の充実

★重点的な取組



基本施策1 母子保健サービスの充実

施策の方向	施策の展開
1. 妊婦・周産期の健康診査の充実★	妊婦健康診査
2. 乳幼児健康診査の充実★	乳幼児健康診査事業、児童の健康管理の充実、歯科保健事業、予防接種事業、5歳児発達相談
3. 訪問指導・相談の充実★	妊産婦訪問指導、乳幼児訪問指導、育児支援家庭訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業
4. 健康相談体制の充実★	妊婦の健康相談、乳幼児健康相談、健康相談体制の充実、歯科相談事業

基本施策2 食育の推進

施策の方向	施策の展開
1. 食に関する広報・啓発	乳幼児健康診査・相談
2. 保育・教育を通じた食育の推進★	保育所（園）・幼稚園、学校との連携による食育の推進、小・中学校の食育の推進、保育所（園）における食育の推進

基本施策3 思春期保健対策の推進

施策の方向	施策の展開
1. 思春期保健対策の推進	児童生徒健康栄養相談、思春期学校保健事業、思春期ふれあい体験事業

基本施策4 母子医療体制の整備

施策の方向	施策の展開
1. 医療体制・健康診査体制の充実	休日・夜間診療の充実、妊婦健康診査
2. 指導・相談体制の充実	妊産婦訪問指導、妊婦の健康相談、健康相談体制の充実
3. 医療費等の経済的支援策の推進	妊産婦医療費助成事業、こども医療費助成事業、特定疾患者福祉手当（小児特定疾患者）

基本施策1 社会的養育体制の充実

施策の方向	施策の展開
1. 養育支援機能の充実	家庭児童相談室の充実、育児支援家庭訪問事業
2. 家庭的養育の推進	里親制度の周知

基本施策2 児童虐待防止対策の推進

施策の方向	施策の展開
1. 児童虐待防止対策の推進★	要保護児童対策地域協議会の充実、要保護児童対応研修会の受講の推進

基本施策3 ひとり親家庭への自立支援

施策の方向	施策の展開
1. 子育て・生活支援策の推進★	母子父子家庭招待事業、保育所優先入所の推進、ファミリーサポートセンター事業の利用促進、多様な保育サービスの利用促進、公営住宅入居の推進、母子生活支援施設事業
2. 就業支援策の推進★	母子家庭自立支援教育訓練給付金制度、母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業、母子自立支援員による就業相談、母子自立支援プログラム策定、公共職業安定所等との連携強化による就業斡旋の充実
3. 経済的支援策の推進	ひとり親家庭医療費助成事業、児童扶養手当支給事業、遺児手当支給事業、母子寡婦福祉資金貸付事業、就学援助事業
4. 相談体制・情報提供の充実	ひとり親家庭相談事業、母子寡婦福祉連合会などの自助団体の育成、ひとり親家庭支援策の周知

基本施策4 障がい児（者）対策の推進

施策の方向	施策の展開
1. 指導・相談体制の充実	相談指導体制の充実、就学指導委員会の充実、5歳児発達相談
2. 障がい児福祉サービスの充実	児童デイサービス、短期入所、居宅介護
3. 特別支援教育の推進	幼稚園特別支援教育費補助金、特別支援教育の推進、指導者研修の充実
4. 障がい児（者）への経済的支援策の推進	重度心身障害者医療費助成事業、特別児童扶養手当支給事業、障害児福祉手当支給事業、重度心身障害児者介護手当、日常生活用具給付事業、補装具費給付事業、重度身体障害者住宅改造費助成事業、福祉タクシー事業

目標事業量（推測値）

No.	事業名	平成 22 年度(予定)	平成 26 年度(目標)	
1	通常保育事業			
	3歳未満児	認可保育所	285人	→ 308人
		保育5サービス	308人	→ 331人
		うち、家庭的保育事業	0人	→ 0人
	3歳以上児	認可保育所	470人	→ 502人
		保育5サービス	489人	→ 521人
		うち、家庭的保育事業	0人	→ 0人
		保育6サービス	564人	→ 601人
		うち、認可保育所+家庭的保育+幼稚園の預かり保育	545人	→ 582人
	計	認可保育所	755人	→ 810人
保育5サービス		797人	→ 852人	
うち、家庭的保育事業		0人	→ 0人	
2	特定保育事業	62人 1箇所	→ 72人 1箇所	
3	延長保育事業	104人 7箇所	→ 138人 7箇所	
4	夜間保育事業	0人 0箇所	→ 0人 0箇所	
5	トワイライトステイ事業	0人 0箇所	→ 0人 0箇所	
6	休日保育事業	231人 1箇所	→ 289人 1箇所	
7	病児・病後児保育事業			
	病児・病後児対応型	20日 1箇所	→ 20日 1箇所	
	体調不良型	726日 2箇所	→ 1,089日 3箇所	
	計	746日 3箇所	→ 1,109日 4箇所	
8	放課後児童健全育成事業	310人 7箇所	→ 340人 8箇所	
9	一時預かり事業	150日 2箇所	→ 250日 2箇所	
10	地域子育て支援拠点事業		→ 4箇所	
11	ショートステイ事業		→ 0箇所	
12	ファミリーサポートセンター事業		→ 1箇所	

*通常保育事業の認可保育所については、広域入所受託児童分も含む。

*保育5サービス・・・認可保育所、家庭的保育、事業所内保育施設、自治体の認証・認可保育施設、その他の保育施設

*保育6サービス・・・保育5サービス、幼稚園の預かり保育

*人数については、利用者の推測値

推進体制

1 市内の総合的な推進に向けて

社会福祉課を中心に、関係所管部署との連携を図り、全庁的に計画推進に向けて取り組みます。

2 関係機関・組織・民間団体・企業との連携・協力に向けて

民間企業・職場・各種子育て支援団体等と協力し、安心して子育てできる環境づくりに努め、各関係機関と・組織との連携を図り、総合的かつ効率的な推進を図ります。

3 PDCAサイクルの確立に向けて

PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善検討）を確立し、着実な推進に努めます。

にこにこ子育てサポートプラン — 矢板市次世代育成支援対策行動計画（後期計画） — （概要版）

平成22年1月 編集・発行：矢板市

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号 TEL 0287-43-1116（直）